

## EAL見直し会合での特重秘密情報の記載削除の方針

EAL見直し会合において、特重秘密情報の記載がある場合、WEB開催が実施できないとの意見を頂いたため、会合資料中の特重秘密情報を含めないよう、次のとおり表現を見直す案を検討した。

特定重大事故等対処施設に係る審査結果のとりまとめの公開に対する考え方について [H28.8.2 NRA] 不開示情報の考え方	EAL 検討イベントツリー等への記載が考えられる情報	特重秘密情報に該当しないよう表現の修正案 (例)
(1)特定の建造物への不法な侵入又は破壊を招くおそれがある情報 ①特重施設の名称、設置場所及び強度に関する記載及び図表など	なし	—
(2)特定のシステムへの不法な侵入又は破壊を招くおそれがある情報 ①特重施設を構成する設備の名称、設置場所、強度、数等に関する記載及び図表など	○特重設備の名称 ・ [固有の設備名称] ・ [固有の設備名称] による炉心注水	○汎用的な名称とする。 ・ 炉心注水 (特重) のためのポンプ ・ 特重設備による炉心注水
	○特重設備の数 ・ ○○ポンプ 2台	○記載しない。(数量記載がなくても議論可能) ・ ○○ポンプ [-] 台
	○特重設備の容量 ・ ○○ポンプ容量 100m <sup>3</sup> /h	○EAL 議論に必要な程度の表現とする。 ・ ○○ポンプ容量 [炉心冷却に必要な容量]
	○特重設備の準備時間 ・ ○○ポンプ 速やかに (効果の評価では○分想定)	○EAL 議論に必要な程度の表現とする。 ・ ○○ポンプ容量 [即応性あり]  なお、即応性ありとは、EAL 検討で見やすとしている 30 分以内とする。
(3)その他、テロの立案を容易にするおそれがある情報 ①特重施設に係るテロリズムの想定に関する情報	なし	
②大型航空機の衝突その他テロリズムによって生じる重大事故 (以下、「特定重大事故」という。) 発生時の対応に係る体制・手順に関する情報	○SA時の特重設備活用の順番 ・ イベントツリー上の具体的な順番の記載	○順番を明記しない ・ どのタイミング (SA設備に対する順番の前後を含む) であるかを明記しない。
	○フィルタベントの開始時期 ・ フィルタベント実施 ○Pdまで	○記載しない。(具体的記載がなくても議論可能) ・ フィルタベント実施 [-] Pdまで
③非公開としている審査ガイドの内容またはこれを類推できる情報 (大型航空機の諸元に関する情報など) など	なし	—
(4)実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 (第 91 条第 2 項第 27 号) 等に定める特定核燃料物質の防護に関する事項に該当する情報	なし	—

注：表中の数値は例

なお、本表以外でも特重秘密情報に該当する情報がある場合、同様にEAL議論に支障のない範囲で表現を修正し、特重秘密情報を会合資料に含めない。

以上